

令和5年5月8日以降のコロナ対応について

【国の事務連絡】

4月25日に国より事務連絡文書あり

- ・「高齢者施設等には障害福祉サービス事業所等が含まれる」
- ・「重症化リスクの高い人へ感染を広げないこと」が事務連のポイント

【大津市や及び滋賀県の取組の内容 ※令和5年5月19日現在】

- （障害福祉課）障害福祉サービス事業所への**抗原検査キットの配布**の実施
（事業者へメール案内済・5/30 申込〆切・6/1 午後配布）
- （障害福祉課）クラスター発生時等の**衛生用品備蓄**の継続（伊香立の杜・やまびこ・ガル）
- （保健予防課）障害福祉サービス**事業所**でのクラスター発生時等には大津市保健所保健予防課への事業所からの直接**電話相談**、助言、状況に応じた**施設調査**、EBS（滋賀県イベントベースサーベイランス）を利用した**行政検査**の継続（522-7228・平日9～17時）
- （滋賀県）**受診・相談センター**（528-3621・24時間）、**自宅療養者等支援センター**（574-8560・24時間）での電話相談の実施
- （滋賀県）**入院調整コントロールセンター**の継続（一般市民からは自宅療養者等支援センター経由で相談）
- （保健予防課）全額公費の**ワクチン接種**の継続（ワクチンコールセンター：0570-002-092 平日9～17時）
（**5月からの春夏接種**）1・2回目接種が完了した、65歳以上高齢者・5歳～64歳の基礎疾患のある人・医療従事者、高齢者施設等従事者が対象（3ヶ月間隔）
（**9月からの予定の秋冬接種**）1・2回目接種が完了した、5歳以上の全市民が対象